

2015 年秋季大会・一般研究発表要旨

スピノザにおける多数者と共通感情

寅野 遼

「多数者は理性の導きによってではなく、何らかの共通感情によっておのずから一致し、また、あたかも1つの精神によって導かれようと欲するのである」。これはスピノザの『政治論』において、国家の理論的基礎を論じる前半部から、実際に様々な国家体制の実践的考察へと移行する箇所に登場する一節(第6章1節)である。これは、ホッブズの社会契約論に見られる「理性の導きによって」ではなく、あくまで感情に導かれる多数者によって国家が定義されるというスピノザの政治思想の特徴をよく表現している。というのは、『政治論』においては国家すなわち統治権は多数者の力によって定義されるが、それというも、スピノザの議論に従えば人が自らの権利を他人の下に委譲してしまうのは、直接的な実力行使を除けば、相手に対して恐怖あるいは希望を抱く時だからである。だからこそ、統治権を握るものは多数者が自らに希望や恐怖を抱くような仕組みを、法や制度によって実現しなければならないのである。

こうした点において、先の引用の中に登場する共通感情こそが、『政治論』において多数者と統治権を、さらには理論と実践とを結ぶ通路となっている。実際、スピノザはこの引用の直後で、具体的な共通感情として「共通の希望、共通の恐怖、ある共通の損害に復讐しようとする願望」の3つを挙げる。このうち前者2つについては基本的に先の説明に従って理解でき、『政治論』後半の議論でも報償や刑罰という仕方で希望と恐怖を制度化する方策を語っている。だが、最後の「願望」についてはその意味するところは必ずしも明らかではない。この感情は「憤激」と呼ばれる感情とも関わるが、こちらを含めたとしても、『政治論』全体を通して積極的な意味づけはされていない。それどころか、統治権の崩壊を防ぐためには、徹底的に避けるべきものとして扱われている。だとすれば、同じ多数者を一致させるものとしての共通感情であったとしても、統治権を維持するために有益な希望および恐怖と、統治権を崩壊させ国家状態を敵対状態に変化させてしまう願望は、その一致の内実が異なるのではないだろうか。

それ故、本論では上で見たような希望および恐怖と願望の差異を問題とする。これまでの研究では、スピノザの『政治論』における感情のダイナミズムを、『エチカ』第3部の「感情の模倣」から説明しようと試みてきた。だが、共通感情として論じられるものは、この模倣からのみでは決して説明されえない。そうではなく、むしろ多数者を一定の仕方で統治するためには、各人の間での感情ではなく、集合的な共通感情を問題にすべきだというのが、『政治論』におけるスピノザの主張であると思われる。この点において、我々はネグリやマトゥロンといった解釈者と対決することになる。同時に、この問題は「群集」に関する現代的問題を考える際の、スピノザからの視座を提供することになるだろう。

想起と痕跡：スピノザ『エチカ』における第一種認識への注

井上 一紀

本発表は、『エチカ』における第一種認識の問題を、とりわけ第二種認識あるいは共通概念（*notio communis*）との関連から考察するものである。スピノザ哲学をいくつかの重要なトピックに分けた際、第一種の認識と呼ばれるもの、すなわち、想像力（*imaginatio*）による認識がその一つの項を占めるという理解はそれほど議論を呼ぶものではないだろう。『エチカ』第二部の多くの量がその説明に割かれているし、そこで導入されるスピノザ独自の用語法の理解なしには、後の定理群を丁寧に追っていくことも叶わないからである。しかしその一方で、この想像力に関する議論がどれだけ肯定的な意義を有しているか、ということについては解釈の余地が存するように思われる。例えば、第一種認識の記述を一貫した誤謬論とみなし、いかにして人間の認識は誤りに陥るか、そしていかにしてその誤りを避けることができるか、という問いに終始した論述と考えるならば、その意義は限定的なものに留まってしまうかもしれない。なぜならば、第一種認識とは異なり、常に十全であると言われる共通概念に関する説明は、極めて簡素であり、それまでの想像力に関する記述との関連は一瞥のうちに見て取れるものではないからである（「すべてのものに共通であり、そして等しく部分の中にも全体の中にも在るものは十全にしか考えられることができない」（E2P38））。

これに対して本発表が試みるのは、まさにこの共通概念のために、想像力の議論ならびに記述が不可欠であったと示すことによって、『エチカ』が提起する第一種認識の意義の一端を明らかにし、想像力と共通概念の間の回路を開くことである。この観点から、わたしたちはまず以下の共通概念に関する記述に着目する。「[……] この共通の諸特性を我々は常に現に在るものとして観想し（なぜならそうしたものの現在の存在を排除するものはありえないのだから）、これを常に同じ仕方で想像する（E2P38により）」（E5P7D）。引用の括弧内がなぜ理由足りうるのかという点を巡って、スピノザ主義の充足理由律を『エチカ』第一部の記述をもとに確認することになるだろう。存在だけでなく、非存在にもそれが非存在であることの原因ないし理由を要求する、二重化された充足理由律は、まずは神の存在証明に用いられるものだが（E1P11D2）、充足理由律が本来有している普遍性の故に有限様態へと適用されうるといふ仮説は十分検討に値するものである。わたしたちはその適用の場を、想像力が行使されるシーンに求める。そこでは、想像力を彩る想起や痕跡といった概念が拡張された充足理由律のもとで再考され、またスピノザ主義の充足理由律が実際のところどのように機能するのか了解されるだろう。以上の議論を踏まえてはじめて先の引用が論拠を十分に持っていると言えることを示し、それによって共通概念には『エチカ』独自の想像概念の練り上げが必要であったことを明らかにしたい。

有機組織体という機械——ラ・メトリにおける偶然

沢崎 壮宏

ラ・メトリ de La Mettrie, Julien Offray (1709-1751) の著作中に数多く見出される困難のうちから2つを取り上げ、その2つの困難を「有機組織体という機械」というひとつのアイデアで解決する。

1) デカルト主義を巡る不整合——ラ・メトリは、『心について [心の自然史]』で「動物機械説」を手厳しく非難しておきながら、それでいて、『人間機械論』では「動物機械説」に惜しみのない賛辞を贈っている。「機械」という語で同じものが指示されているなら、ラ・メトリの態度を救済する手立てはないかもしれない。しかし、「機械」という語に複数の意味があるなら、ラ・メトリの態度を整合的に解釈するための余地はある。17世紀と18世紀、両世紀の知的風土の違いを指摘する研究はすでに数多く、しかも、ブロックが「18世紀の唯物論に対して広く貼られている「機械論的」というレッテルを真剣に弱めなければならない理由がある」(*Le matérialisme*, PUF, 1985, 1995, p. 70) と言っていることを鑑みるに、ラ・メトリの「機械」はデカルトの「機械」とは違うのである。

本発表では、「有機組織化 l'organisation」されている点で、ラ・メトリの「機械」がデカルトの「機械」とは違うことを論ずる。力学の一般法則にもはや還元されない、という意味で異なる。ラ・メトリの唯物論的な宇宙は、徹底して幾何学的な宇宙の延長線上に切り拓かれているものではない。「感覚に満ちている存在者」が、「有機組織化」に伴って「創発」してくることを許すことのできる宇宙なのである。それでは、「有機組織化」はどのようにして生じてくるのか。

2) 決定論を巡る不整合——『人間機械論』のラ・メトリはスピノザ主義者で、人間が必然性に支配されていることを「悲しい事実」として認めている。それでいて、『エピクロスの体系』のラ・メトリはエピクロス主義者で、宇宙は「盲目」である、と躊躇なく断じている。「生物変移説 le transformisme」が採用されていることからして、宇宙の生成に目的がない、というのみならず、宇宙は偶然の産物である、ということである。素朴に考えて、スピノザ主義とエピクロス主義、両者は両立しないように思われる。

本発表では、ラ・メトリの宇宙が偶然の介入を許しており、偶然の産物として「有機組織化」が生じてくることを論ずる。なるほど、力学の一般法則が宇宙を支配している。ただし、宇宙に散在している物質要素を個々別々に支配している。個々の要素は、同じ法則に同じように支配されているながら、それでいて、個々独立に運動できるわけである。そこに、偶然の入り込む余地がある。物質要素がうまく組み合わせあって「有機組織化」に成功するなら、「感覚に満ちている存在者」が誕生する。偶然の産物だけあって、その感覚器官の組成には個体ごとに固有の「持前 l'habitude」が具わっている。

ベルクソンと獲得形質の遺伝

米田 翼

本発表の主眼は、アンリ・ベルクソン（1859-1941）とアウグスト・ヴァイスマン（1834-1914）とのあいだの理論的影響関係を明らかにすることを通して、『創造的進化』（以下、『進化』）における系統発生についてのベルクソンの立場の生物学的背景を解明することにある。

『進化』の第一章で、ベルクソンは機械論的な進化論の諸学説を検討した後に、当時の進化論において唯一の心理学的な原理を容認することができる理論として、ネオ・ラマルキズムの「努力」の概念を検討する。ここで、ベルクソンが具体的に名を挙げるのは、アメリカの古生物学者エドワード・ドリンカー・コープ（1840-1897）である。コープとベルクソンは、心理学的な原理を重視するという点では類似しているが、前者が獲得形質の遺伝を全面的に認めるのに対して、後者は獲得形質の遺伝は例外的な事態だと主張しているところに相違点がある。しかし、獲得形質の遺伝が、生物の各世代における努力や意志が次の世代になんらかの形で伝わるということを含意するものである以上、むしろそれを肯定する方がベルクソンの哲学と合致するのではないか、という違和感が残る。本発表では、この違和感に応答するために、獲得形質の遺伝についてのベルクソンの慎重な態度決定について検討する。

獲得形質の遺伝についてのベルクソンの態度決定は、少なくとも見積もっても、1) ヴァイスマンの生殖質説によるネオ・ラマルキズムの論駁、2) チャールズ・エドワード・ブラウン＝セカール（1817-1894）によるヴァイスマンの生殖質説の論駁、という遺伝学史上の二つの論争と関わる。1) および2) の論争と『進化』におけるベルクソンの獲得形質の遺伝についての態度を付き合わせると、以下のような仮説が提示できるであろう。

1) ヴァイスマンの生殖質説は、A) 世代を越えた生殖質の連続性を主張するものであり、それはB) イドが生殖細胞においてのみ全面的に保存されるということ論拠とするものである。また、C) 生殖質の物質的基盤であるところのイドを中心とした一連のプロセスはすべて化学的な分子過程である。そして、D) 生殖細胞におけるイドの配分のトポロジカルな差異が個体的差異の源泉となる。ベルクソンは、A) については全面的に承認し、自身の体系に取り込む。また、B) およびC) に関しても積極的に否定はしない。しかし、D) に関しては、イドの配分のトポロジカルな差異それぞれ自体は認めつつも、その蓄積によって系統発生が説明されることないという留保を加える。

2) ベルクソンは、ブラウン＝セカールの実験を検討するなかで、生殖質説におけるイドの配分のトポロジカルな差異を、「偏差の遺伝」という理論として読み替えることによって、獲得形質の遺伝が例外的な事例として説明可能なものではあるが、系統発生の説明を可能にするほどの規則性は備えていないという結論を下す。

本発表の結びとして、これらの二つの仮説とエラン・ヴィタルとの関係性について考察を加え、ヴァイスマンの生殖質説がベルクソンの哲学にいかなる影響を与えたのかについて一つの解釈を示したいと思う。

ベルクソンにおけるイマージュと身体

西山 晃生

『物質と記憶』において、ベルクソンが物質を「イマージュの総体」と表現したことはよく知られていよう。同書の第一章はこの「イマージュ」という概念を中心に進行する。本発表におけるわれわれの目的は、そこでなされる一連の議論を身体論として読み解くことである。その過程で三つの問題と取り組むことになるだろう。

第一の問題は議論の出発点とかがわかる。「イマージュ」とは、経験される限りでの物質にほかならない。したがって、物質がそれ自体として何であるかということより、われわれと物質との関係を示す。重要なのは「イマージュの総体」（だけ）が最初に、そして一挙に与えられるということだ。言い換えれば、われわれはまず「イマージュの総体」あるいは「事物一般」に位置づけられる。ベルクソンにとってそれは必然的なことであり、われわれと物質とのかわりをそのように表現するのが「最も自然な」ことである（この場合、自然であることは経験に忠実であることと等しい）。しかし、「イマージュの総体」に位置するとはいったい何を意味しているのか、またどのような水準でそうした主張がなされているのか、改めて考える必要がある。

第二の問題は議論の展開とかがわかる。「实在論者」や「観念論者」といった人たちは、「イマージュの総体」から出発することを目指したが、経験に忠実でなかったため失敗した、とベルクソンは考える。彼らの誤りは、自らの身体と物質の他の部分とを最初に区別してしまったことである。こうした人称的な「私の身体」からの出発は強く否定される。しかし、それならばベルクソンにおいて身体の人称性はいかにして確立されるのか。諸物体corpsの中から一つだけを「私の身体mon corps」として指示する根拠はどこに求められるのだろうか。

確かに、身体が行動の（ためにだけ存在する）器官であるということは『物質と記憶』の主要なテーゼであり、行動とかがわかる特徴（「感情的感覚affection」の座であること、「不確定性の中心」であること）などを「私の」身体の際立った特徴として挙げることはできるだろう。しかし、これらの特徴が身体を決定的な仕方ですべて「私の」ものにするかどうか、検討が必要である。

第三の問題は議論の帰趨とかがわかる。ベルクソンは、われわれが「イマージュの総体」に位置するという視点を最後まで捨てなかった。「私」の現前する場を「イマージュの総体」に求める記述と、「私の身体」に定める記述とは、奇妙な形で並行することになる。両者の関係を検討し、ベルクソンにおける身体のあり方を解明することが本発表の最終的な目標となる。

『物質と記憶』における知覚と生

天野 恵美理

『物質と記憶』¹第一章の主題は、純粹知覚理論である。純粹知覚とは、「私が生きているのと同じように生きている（*vivant comme je vis*）」存在者がもつ知覚ではあるものの、我々の通常の知覚に認められる、記憶力（*mémoire*）による知覚への寄与分を取り除いた、純粹状態における知覚のことである（cf. MM30-1）。したがって、記憶力の寄与によって成立する「私の知覚」の形成の仕組みを把握することが、純粹知覚理論を理解するための鍵となるはずである。

その第一章とは別に、バルクソンは『物質と記憶』第七版の序において、次のような、「生への注意の度」の考え方が、『物質と記憶』の構想上の「出発点」であったと述べている（cf. MM7）。「生への注意の度」とは、「我々が自らの心的生を行動（*action*）へと外部化する傾向にあるか、あるいは純粋な認識へと内部化する傾向にあるか」を示すものであり、それに応じて、「我々の心的生」は、「あるときは行動により近く、あるときは行動からより遠い、さまざまに異なる高さにおいて」あるいは「さまざまに異なる音調」において、「自らを演じることが出来る」というのである（cf. *ibid.*）。

したがって、「私の知覚」の形成の仕組み及び「生への注意の度」という考え方について把握することは、『物質と記憶』の成り立ちや全体的構成を理解するために決定的に重要であると言える。

ところが、本発表を通じて示されるように、「私の知覚」の形成の仕組みならびに「生への注意の度」という考え方は、『物質と記憶』の出版の数ヶ月前に発表された『物質と記憶』二章のヴァリエーションである雑誌論文「記憶力と再認（*Mémoire et reconnaissance*）」から、一冊の書物としての『物質と記憶』への移行を通じて、新たに見出されることになったものである（したがって、ヴァリエーション論文からの変更は、『物質と記憶』という書物の構想に関わる決定的なものであると言える）。そこで、本発表においては、とりわけ「注意」ということについての「記憶力と再認」論文からの変更を手掛りとして、「私の知覚」の形成の仕組みと「生への注意の度」という考え方について、それらの内実および両者の関係を明らかにしていくことで、『物質と記憶』の成り立ちおよび全体的構成を理解する一助とすることを目指す。

¹ MM の引用は *Matière et mémoire*, Presses Universitaires de France., 2008. による。

間接的な他者への通路——初期サルトルにおける

赤阪 辰太郎

本稿の目的は、サルトルの初期他者論における間接的関係性の起源を明らかにすることにある。

1940年代後半のサルトルの倫理想は、他者との、媒体を通じた間接的な関係による相互承認論という性格をもつ。このことは今日、遺稿として出版された『倫理学ノート』についての諸研究を通じて明らかにされている。他者への間接的関係の内実は、上掲書とほぼ同時期に執筆され公表された実践的文学論『文学とは何か』の分析を通じて、広義の「文学」を介した関係と考えられている。

戦前の著作においてサルトルは上記のことと対照的に、『存在と無』における有名な「まなざし regard」に代表される直接的で相剋的な関係から他者経験を語っていた。そこでは他者の理解や承認よりはむしろ、自己と他者が相互に対象化しあうなかで主導権を争うことが主題となる。

こうした論述上の性格の違いを考慮にいれるならば、40年代後半の他者にかかわる思想と、戦前のそれとのあいだには根本的な断絶があると考えらるべきだろうか。本発表が焦点を当てるのは戦前のテキストに散見される、他者との対面とは思われにくい関係である。この検討を通じて間接的な他者関係の源泉を戦前のテキストの内部に求めることで、完全な断絶とは別の仕方初期サルトルの思想に光を当てるのが本発表のねらいとなる。従来は戦争体験に帰せられることが多かったサルトルの哲学、とりわけ他者経験に関する理論の発展と一貫性を、より思想の内実即した仕方再提示することが目指される。

本発表は以下の行程をとる。第一に、戦前のサルトルの他者経験論、とりわけ『存在と無』における他者経験の直接性について、必要な範囲で簡潔に論じる。とくにこの経験が不在性や時間的隔たりをも含みこむ他者との交流をねらったものであることに留意しながら、間接的他人関係が逃れるべき条件を明示する。

第二に、戦前の著作に見られる間接的他人関係の萌芽として、『存在と無』および従軍中の日記をまとめた遺稿である『奇妙な戦争の手帖』における〈他者が作る所有関係の読みとり〉についての記述を検討する。『存在と無』において、主体は事物との間に所有による存在関係を結ぶと述べられる。他者と事物が結ぶ存在関係は、そこに第三者として関与する可能性へと開かれている。この関与において、同書の所有論には間接的な他者への通路の原型が見出される。また同時に、所有論において萌芽的に見られた間接的他人関係についての思想がどのように発展したか、戦後の著作と比較しながら明らかにする。

最後に、所有関係へ第三者的にかかわる主体の傍観性について論じる。事物と関係を結ぶ他者への間接的な関与は、傍観のかたちをとる場合には他者に直接働きかけることはないが、関与について記述する場合には他者の行為を制限するように機能する。間接的他人関係のもたらす傍観的性格と、関係の記述が内包する他者の経験への介入について論じることで、承認を可能にする関係性の条件を見出すことを目指す。

主要参考文献：

- J.-P. Sartre, *Cahier pour une morale*, Paris, Gallimard, 1983.
- , *Carnets de la drôle de guerre*, Paris, Gallimard, nouvelle édition, 1995.
- , *L'être et le néant* (1943), Paris, Gallimard, coll. « tel », 1976.
- , *Q'est-ce que la littérature?* (1948), Paris, Gallimard, coll. « folio/essais », 2008.

レヴィナスにおける〈顔〉の倫理

春木 奈美子

取り上げるのは、日本古来の物語「鶴女房」である。たしかに、洋の東西を問わず異類婚姻譚で物語の軸となるのは「見るなのタブー」と言われてきた。そしてここから帰結する物語の解釈としては、禁止を破ることで、女を理想化していた男の幻想が剥がれるというものがある。しかし視点を変えれば、それはすぐれて歓待というテーマに貫かれた物語である。物語のはじめ、女は予告もなしに突然にやってくる。この突然の客に対し、男は一夜の宿を提供することをはじめ、嫁にするなど女の頼みをすべて受け入れる。ゆえにここは無条件の歓待があったはずだ。ところが転機は訪れる。「見てはいけない」という女との約束を破り、男は機を織る女の部屋の扉をあけてしまう。その行為は、まさに客の素性を問うてしまうのである。これは無条件の歓待における匿名性を無効にする行為である。

つまり、ここで破られたのは何よりも無条件の歓待における掟である。男は女を、もっと自分のなかに引き寄せたい、もっとよく理解したいとねがっていたのだろう。その思いが「名を問う」行為になってしまう。ここで無条件の歓待は頓挫する。この意味で、物語の結末に鶴が去るという結末は、〈他性〉の消去、〈他者〉の殲滅を示唆すると言える。なぜなら無条件の歓待から条件付きの歓待への反転において抜け落ちるのは、他者性であるからだ。理解する＝包摂する（comprendre）、とは、〈他者〉に対しては用いることのできない言葉である。そうした他を同へと還元するようなあり方にレヴィナスは暴力性を見抜いた。素性を問うことで相手を理解＝包摂しようとする条件付きの歓待は、この意味で、ひとつの「暴力」と言える。だとすれば「鶴女房」は、無条件の歓待から条件付き歓待への反転の物語のひとつと数えられるだろう。

しかし、どうだろう。そもそも「成功」する歓待というものを想定することができるだろうか。ここでレヴィナスの近さとしての〈他者〉、そして〈顔〉を参照軸として、この物語の一場面に、今一度、留まってみたい。注目すべきは、男が扉を開くあの瞬間である。美しい愛すべき女がいるべき場所に、アルカイックな動物の姿がある。家という個人にとって一番親密であるはずの領域に、種を異にする動物が知らぬ間に侵入している。素朴に考えれば、この瞬間、鶴は殺されてもおかしくはない。野生の側からみても、それはあまりに危険すぎる露出であったはずだ。

このとき男は、レヴィナスのいう顔の言葉、つまり「汝殺すなかれ」の審問を受けたのではないだろうか。顔の現れが〈他者〉の現象様式である以上、それは全き〈他者〉の到来でもある。女の顔は、すぐさま消えていく。こうして「見るなの禁止」の場面は今や、レヴィナスのもとで顔が課す「汝、殺すなかれ」と読み替えられる。その掟は、そこから掟が可能となるような掟であり、禁止というものが概して孕むことになるスキャンダラスな（つまりは誘惑的な）な性格を一切有していない。顔は、そのようにわたしの同一性に動揺を与えずはいない。だとすれば、物語のなかで「顔」を現出させる件の場面は、無条件の歓待の失敗とみるよりもむしろ、無条件の歓待における最も重要なモーメントである〈他者〉の剥き出しの露出とみることができる。レヴィナスとともにこの民話を読むとき、こうした道徳的加工の手前で、もともとこの民話を構築していたはずの原初的光景にとどまることができるだろう。

存在することの多元性 — レヴィナス『存在するとは別の仕方』から —

深貝 菜緒子

レヴィナスは『時間と他なるもの』において、存在と存在者の間の差異、いわゆる「存在論的差異」を明確化し、一なる存在、全体性を構成する存在を斥けようとした。ところが、『存在するとは別の仕方』は、存在と存在者の区別をむしろ曖昧なものにしようとする。それならば、レヴィナスの第二の主著は、存在論的差異に疑問を投げかけることで、かえって全体性を構成する存在を排斥する方途を見出したのだろうか。同書の「主体性」や「存在するとは別の仕方」は、その新しい方途を辿ることによって生まれたものなのだろうか。これが本発表の問題である。

そもそも、レヴィナスは一なる存在を拒み、何をしようとしていたのか。彼が追求したものは、「存在することそれ自体のうちに、多数性と超越がある」(*Totalité et Infini*, p. 254)こと、言い換えれば、それ自身が多元的であるような「存在」である。このような存在を可能にするためには、存在者を、存在というカテゴリーにさえも取まらないものとして思考することができなければならない。マリオンの『偶像と隔たり』は、レヴィナスの枠組みが存在論的差異のなかに留まる限り、存在者は存在というカテゴリーのもとに置かれ続けると指摘している。

そこでレヴィナスは、存在の一性をかき乱すような例外を、主体性のうちに見出そうとする。『存在するとは別の仕方』は、当該の主体性を主体の「感受性」として、換言すれば、主体が他者の触発から引き起こされる苦しみの中で「同一性の破砕」(*Autrement qu'être*, p. 17)を被ることとして提示している。しかし、主体の同一性が打ち碎かれることが、なぜ主体の主体性であるのだろうか。

存在論的差異が打ち消されるのはここにおいてである。レヴィナスは、上記のような主体性を、存在と存在者の区別を曖昧にすることから導き出す。彼は、「AがAである」において存在と存在者が殆ど一体になること、つまり、「AがAである」とは「AがAになる」(*ibid.*, p. 50)であることに着目し、他者の触発から引き起こされる同一性の破砕が、主体のうちに二つの異なる主体を生じさせ、主体の同一化の条件を整えるために必要であることを論じている。

ここから、主体が他者と関わる時、主体に対して述語づけられるもののすべては、存在のひとつの様態である。とはいえ、ここでの主体と他者の関係は、主体が他者との接触によって受苦することからなる関係に限定されている。このような関係は、主体に対して、現前する対象を見る経験とは異なる経験をもたらす。それは「感性的なものの直接性」(*ibid.*, p. 81)からなる経験であり、いかなるカテゴリーをも適用しえない経験であり、その主体に固有の経験である。レヴィナスは、或る主体に固有の経験、或る主体に固有の存在することの様態を認めることによって、存在そのもののうちに現れる多元性を肯定したのである。

メルロ-ポンティの言語論の目的論的性格

山倉 裕介

本発表で、メルロ-ポンティの言語論が目的論的な性格を備えていることを論者は示したい。そこでまず、フッサールの知覚論について目的論的性格を指摘する議論を参考にしつつ、メルロ-ポンティの言語論においても、意味作用 *signification* の用語法に目的論的性格を見て取れることを確認する。そしてさらに、意味作用の制度化 *institution* という考え方にも目的論的な性格が備わることを確認する。

『イデーニ』でフッサールは次のような議論をする。すなわち、個々の知覚においては対象となる事物は原理的に不十全にしか現出しないのだが、これを不十全だと言えるのは完結した現出が想定されているからであり、理念というあり様で完全な所与性の下図を描くのがカント的な意味での理念である、と。ここで言われるカント的な意味での理念とは、諸経験を統一する「純粹理性概念」のことで、それ自体は認識不可能なものである。つまり、知覚される事物の十全な所与性の目的論的な先取りを当該理念が示す、ということである。この点において、フッサールの知覚論の目的論的性格が指摘される。

同じくカント的な意味での理念を、メルロ-ポンティは意味作用に見て取る。すなわち、発話の意味作用とは、それとして与えられることなしに談話に影響を及ぼすような幾つかの表現行為が収斂する先の極のこと、とされる。つまり、発話の実際の意味とは違ってそれとして実現されることは決してないものの、目指すべき努力目標として用いられるのが意味作用である。こうして、言葉の完全な意味の目的論的な先取りとして、意味作用を位置付けることが出来る。

意味作用を論じる際に用いられるのが制度化の概念である。制度化とは経験の出来事のことであって、その経験自体及びその周囲の諸経験に対して意味を齎すものであると共に、その意味を沈殿させて以後の捉え直しの基点にしていくようなものことである。言葉に関して言うと、個々の意味が理念としての意味作用と完全に合致することはないにしても、その意味作用を目指す中で個別の意味を生じさせている、この事態を制度化と捉えることが出来る。また意味作用自体、言葉の使用の積み重ねを踏まえて、通時的な変化を経て来ている、この事態も制度化と捉えることが出来る。制度化の過程で齎される意味というのは、後からの変化を被ることになるものである。つまり、先行するものを捉え直す側面と共に、後の変化を先取りする側面が制度化には備わっている。先行するものの捉え直しで現在のものを意味付けるに留まらず（現在で完成しているとはせず）に、この後の変化にも開かれているという点で、制度化は目的論的である。とすると、制度化概念で捉えられる意味作用の働きには、目的論的な性格が備わっていることになる。

以上の検討より、メルロ-ポンティの言語論の目的論的性格を明らかに出来る、と論者は考える。

六〇年代ラカン理論における記号と因果 ——ドゥルーズ『意味の論理学』との距離——

上尾 真道

本発表の目的は、フランスの精神分析家ジャック・ラカンの一九六〇年代後半の理論における記号論の深まりを、精神分析固有の因果性に関する問題との関連から吟味することである。さらに、この読解作業の背景として、ここで特にドゥルーズの『意味の論理学』（1969）との緊張関係に着目しつつ、フランス現代哲学におけるラカン思想の寄与を明らかにすることも目指す。

まず『意味の論理学』は、著者自身が「論理的・精神分析的小説」と呼ぶとおり、精神分析用語による記述こそ後半に限られるものの、全編を通じて、ラカン派精神分析の同時代的展開からの影響を認めることができる著作である。この出版直後の講義ではラカン自身が、ドゥルーズは、自分の「語り」が表明してきたものの要点をひとつのテキストに集めたのだ、とこの著作を評している。しかし、その影響関係の射程がどの程度のものなのかについては、必ずしも明らかではないだろう。これについては、『エクリ』所収の論文との関係のみならず、当時のラカンのセミナーや、彼の周囲（特にエコールノルマルの学生たち）の議論を視野に入れて検討する必要があるだろう。

さて、こうした作業において特に注目と思われるものは、ストア派の哲学／論理学に対する両者の関心の共有である。周知のように『意味の論理学』では、ストア派における因果性の議論が、「表面」に固有の倫理を打ち立てる土台となっていた。ラカンとはいえば、おそらくロマン・ヤコブソンの記号論を通じて、六五年にすでにストア哲学への参照を開始している。これに関して、二つの重要な転回に関わる問いを立てる必要があるだろう。ひとつには、ラカンの記号論が、ソシユールの言語学的枠組みから、ストア哲学の枠組みにおかれることで、いかに深められたか。もうひとつには、当時のラカンが精神分析実践とその伝達という問題圏のうちで追及を開始していた「原因」概念が、それとの関連でどのように形を与えられるようになるか。これら二点について、六五年四月七日および五月六日の講義を手掛りにしつつ、またラカンが参照しえたであろうエミール・ブレイエの著作との比較を通じて検討する。これにより、ラカンにおける「表象する」という主題が、「原因する」という主題をどのように巻き込むようになったかを明らかとしたい。

最後に、再び『意味の論理学』出版直後の六九年に戻り、ラカンにおける記号論の整理がこの機会にさらにどのような発展を遂げたかを確認する。とりわけ翌年にラカンが発展させる「主人の言説」概念において、「幻想」がシニフィエの系列に書き込まれるようになることの意義を、『意味の論理学』における二重の原因性の議論を踏まえうえで考察することを試みたい。

初期デリダにおけるハイデガーの遺産相続 ——『ハイデガー』講義と存在論的差異

大江 倫子

プラトンからニーチェまで西洋形而上学の全体を乗り越えつつグローバルな思惟へ向けて開いたマルティン・ハイデガーの哲学において、「遺産相続」はとりわけ現存在の実存を歴史性に接合する実存論的契機をなしている。ジャック・デリダの初期から晩年までの公刊された全著作においては、160件にも及ぶハイデガー用語が登場し、あるときは厳密に検証され、あるときは発展的に変形され、その独自の遺産相続の様相を現れさせている。本稿ではデリダの初期のテキストに着目し、その範例的な遺産相続の様相を検証するとともに、ハイデガー存在論の核心をなす存在論的差異の思想が初期から晩年まで一貫して思考されたことを指摘する。

2013年に刊行されたデリダの1964-1965年講義録『ハイデガー—存在の問いと歴史』は、『存在と時間』の読解を通じてデリダのハイデガーへの負債が表明されている重要なテキストであり、この直後の諸著作での基本理念である「ロゴス中心主義の脱構築」「現前の形而上学」の着想の過程が具体的に読み取れるだけでなく、その後生涯にわたりデリダが引き受ける課題の決意が示唆されている。本稿では講義録の構造と論理を読解した上でこの効果を解明する。

この講義録の際立った特徴は、『存在と時間』の序論、すなわち基礎存在論の前提論のみを分析し、同書の本体をなす現存在の分析論については、その実質的最終章である第2編第5章のみしか論じていないことであり、きわめて独異な性格のものである。すなわち講義前半全体で厳密に問いただされるのは、ハイデガーの出発点である存在の意味の問いを解明するにあたり、まず事実性としての前了解の前提、つぎに範例的存在者としての現存在から出発する必然性の妥当性であるが、デリダは前者について存在論的差異から演繹される「隠喩の反転」をもって肯定し、後者については現存在に代えてテキストや本から出発する可能性を提示し、ハイデガーのロゴス中心的傾向を指摘する。講義後半ではヘーゲル、フッサールの目的論的歴史観に対するハイデガーの革新性を論じた上で「時間性と歴史性」の章全体を順次読解し、この章がすべて現存在分析論から必然的に演繹されるものにすぎないことを示しつつも、論理的行き詰まり、否認、転回、思考停止を読むのではなくその体系の一貫性を強調している。ここで示されるハイデガーの時間性は現前者のみを特権化する過去の形而上学の時間概念を解体するものであり、世界史の歴史性に先行しこれを変容させる現存在の時間性であること、また誕生から死への伸張として了解される現存在の時間性も現在と現前者の特権への強力な異議申し立てであることが読解される。また決意性から演繹される相続、自己伝承は現存在の存在から思考された自由な選択に基づく相続であり、革新的な倫理であると結論される。